

生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、生駒市が発注する建設工事等（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務及び建築物の設計等の業務並びに建設工事をいう。以下同じ。）の契約に係る電子入札方式の事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札

一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、条件付一般競争入札を実施し、開札後に、落札候補者に対して入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定するものをいう。

(2) 電子入札システム

調達案件の登録から落札者決定までの入札手続きをコンピュータとネットワークを利用して処理するシステムをいう。

(3) 入札情報公開システム

入札公告や設計図書等の調達案件情報や落札情報の提供等を行うシステムをいう。

(4) 電子入札

電子入札システムを使用して処理する入札及び開札事務をいう。

(5) 紙入札

電子入札によらない従来の紙媒体により処理する入札及び開札事務をいう。

(6) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札システムに対応した証明書を格納したカードをいう。

(7) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。

(8) 入札者

電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。

(9) 紙入札者

市長の承認を受け、紙の入札書により電子入札対象案件に参加しようとする者をいう。

(10) 電子くじ

落札候補者を決定するため、電子入札システムにより行うくじをいう。

(案件)

第3条 市長は、建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札を、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会の議を経て実施する。

(入札参加資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の入札参加資格を有しないものとする。

(1) 生駒市建設工事入札等心得書（以下「心得書」という。）第2条から第4条までに規定する者

(2) 公告の日から入札（開札）の日までの期間において、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領（以下、「入札参加停止要領」という。）

の規定による入札参加停止措置期間中の者又は入札参加停止要領別表に掲げる措置要件に該当する者

(3) 第10条の規定に基づき設計図書の配付を行った場合、これを受領していない者

(4) 電子入札システムへの利用者登録を完了していない者

(5) 前各号に掲げるもののほか、対象案件毎に定めた要件を満たしていない者
(電子入札システムの利用時間)

第5条 電子入札システムの利用時間は、原則として、午前8時30分から午後8時まで（生駒市の休日を定める条例（平成元年生駒市条例第20号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

（電子入札システムへの利用者登録）

第6条 入札者はあらかじめ、電子入札に使用できるICカードを取得して、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 利用者登録を行おうとする者は、電子入札利用者登録交付申請書（第1号様式）を市長に提出し、登録に必要な情報の交付を受けなければならない。

（ICカードの名義人）

第7条 単体企業（個人・法人を含む）におけるICカードは、次の各号の定めによるものとする。

(1) ICカードの名義人は、生駒市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から生駒市の入札に関する権限の委任を受けたもの（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

(2) 同一のカードを複数企業で登録することは、認めないものとする。

(3) 同一名義のICカードを複数枚登録することは、認めるものとする。

2 特定建設工事共同企業体におけるICカードの名義人は、代表企業の代表者のものに限る。

3 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請変更届を市長に提出し、申請内容の変更手続きを行うとともに、新たなICカードに更新しなければならない。

（ICカードの不正使用における取扱い）

第8条 入札者が、ICカードの不正使用（他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合をいう。以下同じ。）をしたときは、次の各号に定める取扱いを行うものとする。

(1) 開札までにICカードの不正使用が判明した場合

当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済みのものは、当該入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに落札者によるICカードの不正使用が判明した場合

落札決定を取り消す。

(3) 契約締結後に落札者によるICカードの不正使用が判明した場合

契約を解除する。

（公告）

第9条 市長は、事後審査型条件付一般競争入札を実施しようとするときは、生駒市契約規則（昭和39年4月生駒市規則第6号）第3条の規定により次の事項について、公告（以下「公告」という。）を行うものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札参加資格

(3) 設計図書等の閲覧又は配付の日時、場所及び方法

(4) 質問回答に関する事項

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札書の提出方法

- (7) 入札書の到達期限
- (8) 入札（開札）の日時及び場所
- (9) 入札書の無効の条件
- (10) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定する公告を行う日は、原則として毎月5日、15日及び25日とする。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、翌開庁日とする。

3 第1項に規定する公告は庁内に設置する入札掲示板に掲示するとともに、電子入札システム及び入札情報公開システムに登録し、公開するものとする。

（設計図書等）

第10条 入札者は、前条第1項第3号の方法に基づき設計図書等を閲覧し、又は配付を受けなければならない。

（質問回答）

第11条 入札者は、設計図書に関する質問があるときは指定された期日及び方法により質問書を提出するものとする。

2 前項の質問に対して入札公告に示す場所及び入札情報公開システムにおいて閲覧方式により回答する。

（入札参加申請）

第12条 入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

（入札書等の提出）

第13条 入札者は、次に掲げる書類（以下「入札書等書類」という。）を入札公告等で定める入札書受付締切日時までに電子入札システムのサーバーに到達するように提出しなければならない。

(1) 入札書

(2) 工事内訳書又は積算内訳書（以下「内訳書」という。）

(3) その他入札公告等で定める書面

なお、入札書については、電子入札システムにより作成し、入札金額及びくじ番号等必要な事項が全て入力されたものを有効な入札書として取り扱う。

- 2 入札書の受付期間は、入札公告等で定める期間（休日を除く。）とする。
- 3 入札受付締切後直ちに、その旨を入札者（紙入札者を除く。）に通知するものとする。
- 4 提出された入札書等書類の差換え、引換え及び撤回は認めない。

（電子ファイルの提出及び作成）

第14条 前条第1項第2号及び第3号については、電子ファイルにより提出するものとし、書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次のいずれかの方式によらなければならない。

- (1) MicrosoftWord で読み込み可能な形式
- (2) MicrosoftExcel で読み込み可能な形式
- (3) PDF ファイル

- 2 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は LZH 又は ZIP 形式によるものとする。
- 3 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染していないか確認し、コンピュータウイルスに感染したファイルを添付してはならない。
- 4 第1項及び第2項により作成したファイルの容量は合計2MB以内とする。
また、内訳書のファイルの容量は2MB以内とする。やむを得ず指定した容量を超える場合、又は添付できない書面等がある場合は、入札担当課との調整後、入札受付締切日時までに入札担当課に持参するものとする。

（紙入札の承認及び取扱い）

第15条 利用者登録が完了している者で、次の各号に該当する入札者は、紙入

札を行うことができる。紙入札を希望する者は、紙入札参加承認願（第2号様式）及び当該事実を証明する書類を市長に提出し、承認を得た場合に限り、入札参加することができる。

(1) 電子入札を行うためのICカードが破損等により使用できなくなった場合
で、ICカードの再発行を申請中の場合

(2) 電子入札を行うためのICカードの名義人が退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不適当となった場合で、ICカードの再発行を申請中の場合

(3) 会社の名称変更、合併、営業譲渡等により電子入札を行うためのICカードの取得が間に合わない場合で、ICカードを申請中の場合

(4) その他、市長が紙入札を行うことが真にやむを得ないと認める場合

2 市長は紙入札者に対して、紙入札承認後の電子入札システムでの入札を認めないものとする。

3 紙入札者は、入札公告等を示す当該案件の入札受付締切日までに書面による入札書等書類を入札担当課まで持参するものとし、入札書等書類には、代表者又は受任者を記名し、封書して提出するものとする。

4 紙入札によって提出した入札書等書類の差換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

（入札の辞退）

第16条 入札者は、当該入札案件を辞退するときは、入札辞退届を開札日時までに持参により提出しなければならない。

（電子入札の中止等）

第17条 市長は、案件内容に錯誤等が認められた場合又は入札を公正に執行することができないと判断される場合は、案件内容の変更又は電子入札を中止することができる。

2 前項の規定により、電子入札を中止した場合、市長は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第18条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、その旨を入札参加者に通知するものとする。

(内訳書の確認)

第19条 開札時前に入札事務従事者が内訳書の確認を行うものとする。確認の結果、内訳書が心得書第12条第2項から第3項までに該当する場合は、当該内訳書を提出した者を失格とする。

(開札)

第20条 開札は、あらかじめ公告で指定した日時及び場所において行うものとし、令167条の8第2項の規定を適用し、紙入札者がいない開札にあつては、入札者及び当該開札事務に関係ない職員を立ち合わせないで開札を行うことができる。

2 紙入札者がいるときの開札にあつては、開札日時に、入札書を開封するものとする。この場合において、入札事務従事者は、開封した入札書の金額及び電子くじ番号を、電子入札システムに入力するものとする。

3 入札事務従事者及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。ただし、生駒市建設工事等入札傍聴実施要領の規定に基づき傍聴を認められた者は、この限りでない。

4 入札回数は、1回とする。

5 入札者が1名となったときにおいても、入札を取りやめないものとする。

(入札書の無効)

第21条 次の各号のいずれかに該当し、入札参加資格が明らかにないと認めら

れる者の入札書は無効とする。

- (1) 生駒市に登録のない者のした入札書
- (2) 過去1年以上生駒市に登録のない者がした入札書
- (3) 業種、格付、地域要件が入札に示す条件と異なる者がした入札書
- (4) 入札参加停止や入札参加に関する制限を受けている者がした入札書
- (5) 心得書第17条に該当する入札書
- (6) 第7条第3項の規定に反し、提出された入札書
- (7) 第8条第1項第1号に該当した入札書
- (8) 第13条第1項の規定によらない入札書
- (9) 第15条の規定による承認のない紙の入札書
- (10) 同一の入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札書
- (11) ICカードの登録内容に変更が生じたにもかかわらず、変更前のICカードを使用して提出された入札書

(落札者の決定)

第22条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格制度を採用した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札金額で入札した者のうち、最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2名以上の場合は、令第167条の9の規定により、電子くじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。

3 開札後、落札候補者の入札参加資格の審査のため、落札者の決定を保留する場合は、当該入札案件の入札参加者に対して落札者の決定を保留した旨を電子入札システムにより通知するものとする。また、落札候補者に対して、入札公告に定めた事後審査に係る書類の提出を求める旨を併せて通知するものとする。

- 4 落札候補者は、落札候補者決定の日の翌日（その日が本市の休日にあたる場合は翌開庁日）までに入札参加資格確認申請書（様式第3号）及び入札公告で定めた書類を提出しなければならない。
- 5 前項の場合において、書類の提出後における内容の変更は認めない。
- 6 市長は、落札候補者が提出した書面等に基づいて入札参加資格の確認を実施し、速やかに落札者の決定を行うものとする。
- 7 落札候補者が入札参加資格を満たしているときは、当該者に対し、落札者決定通知書を電子入札システムにより通知し、落札者として落札決定を行うものとする。また、当該案件の入札参加者に対して落札者の決定を電子入札システムにより通知するものとする。
- 8 落札候補者が提出期限までに入札参加資格の確認に必要な書類を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とする。
- 9 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は前条第2項の規定に基づき電子くじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。
- 10 落札者がいない場合は、再度の公告又は指名の上、後日改めて入札を行う。ただし、市長が必要と認める場合は、随意契約ができるものとする。

（入札結果の公表）

第23条 市長は、落札者を決定した場合は、入札結果を入札情報公開システムにおいて公表する。

（補則）

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

(生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札試行要領の廃止)

- 2 生駒市建設工事等事後審査型条件付一般競争入札試行要領（平成 19 年 2 月 15 日制定）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 8 月 3 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月5日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

電子入札利用者登録情報交付申請書

生駒市長 様

申請者 (フリガナ)
 所在地
 (フリガナ)
 商号又は名称
 (フリガナ)
 職名・氏名

 電話番号 — —

生駒市電子入札システムの利用者登録に必要な電子証明書を取得しましたので利用者登録情報の交付を申請します。

記

電子証明認証局事業者名	
電子証明書格納媒体（ICカード）番号 （右詰で記入）	
予備① 電子証明書格納媒体（ICカード）番号	
予備② 電子証明書格納媒体（ICカード）番号	
予備③ 電子証明書格納媒体（ICカード）番号	
ICカードの有効期限	年 月 日
ICカードに記載された所有者名	
Eメールアドレス	@

※注意事項

- ①ICカードの所有者名は、入札参加資格者本人（法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者）と同じであることが必要です。万一異なる状態で電子入札に参加した場合、入札が無効となりますのでご注意ください。
- ②申請者は、入札参加資格者本人（法人の場合は代表者又は委任がある場合は受任者）と同じであることが必要です。
- ③登録内容に変更が生じた場合は、変更届（一般競争（指名競争）参加資格審査申請変更届）の提出が必要です。

紙入札参加承認願

生駒市長 様

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号 () -

下記の案件の入札について、当社において下記理由により生駒市電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札による参加を承認いただきますようお願いいたします。

記

1 工事（業務）名

2 電子入札により参加することができない具体的な理由

様式第3号 (第22条関係)

事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

生駒市長 様

(申請者) 所在地

商号又は名称

代表者 氏名

TEL: FAX:

担当部署及び担当者名

下記工事(業務)に係る事後審査型条件付一般競争入札に関して、落札候補者となりましたので、必要な資格について確認されたく申請します。また、入札参加資格のすべての要件を満たしていること及び本申請書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

契 約 件 名			
開 札 日		年 月 日	
工 事 (業 務) 施 工 実 績	①工 事 (業 務) 名		
	②発 注 者 名		
	③契 約 金 額	金 円(税込)	金 円(税込)
	④契 約 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
	⑤受 注 形 態 等	単体 ・ J V (%)	単体 ・ J V (%)
配 置 技 術 者 (該 当 に チ ェ ッ ク)		技術者種別	技術者氏名
	<input type="checkbox"/>	主任技術者	資 格
	<input type="checkbox"/>	監理技術者	
	<input type="checkbox"/>	現場代理人	
	<input type="checkbox"/>	現場責任者	
	<input type="checkbox"/>	管理技術者	
	<input type="checkbox"/>	照査技術者	
	<input type="checkbox"/>		

注1) 落札候補者は、この書面を入札公告に示す書面を添えて期限までに提出してください。期限までに提出しない場合や審査の結果入札参加資格を満たさない場合は、落札候補者としての資格を失います。また、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がない場合や虚偽記載した場合は、入札参加停止措置等を受ける場合がありますので十分ご注意ください。

注2) 工事(業務)施工実績欄は、入札公告における入札参加資格を満たす施工実績を1件以上記載してください。ただし、施工実績を求めている案件については、記載不要です。

注3) 配置技術者は、所属会社との雇用関係が必要です。(主任技術者及び監理技術者にあつては3ヶ月間以上) また、記載された配置技術者は変更することはできません。(ただし、配置技術者の死亡又は傷病等やむを得ない場合はこの限りではありません。)